

高山商工会議所会員事業所共済制度規則

(目的)

第1条 この制度は、高山商工会議所（以下「当所」という。）の会員事業所の事業主、役員及び従業員（家族従業員を含む）の福祉の増進をはかることを目的とする。

(制度の運営)

第2条 この制度の運営は、当所とアクサ生命保険株式会社（以下「委託機関」とする。）との間に締結する。

- ①定期保険（団体型）＋商工会議所自家給付制度（以下「生命共済」という。）
- ②新企業年金保険契約（以下「特定退職金共済」という。）
- ③企業防衛／事業保障プラン（経営者向け）、退職金プラン（経営者・従業員向け）、自助努力プラン（経営者・従業員向け）～入院・死亡保障～資産形成サポートプラン（個人向け）（以下「福祉制度（個人保険）」という。）

並びにこれに付随する協定書によるものとする。

(加入資格)

第3条 この制度の加入者は、当所の会員事業所の事業主、役員及び従業員（家族従業員を含む）で、加入時において健康で正常に勤務又は就業している者とする。

(1) 生命共済

年齢14歳6ヶ月を超え、65歳6ヶ月。ただし、継続の場合は70歳6ヶ月までとする

(2) 特定退職金共済

満15歳以上85歳未満

(3) 福祉制度（個人保険）

委託機関の定めるとおりとする

(告知義務)

第4条 この制度に加入（保険金の増額）の際、加入者が故意又は重大な過失により事実を告知しなかった場合又は不実の告知をした場合は、効力発生日から1年以内に限り契約を解除し、保険金等を支払わないものとする。

(1)告知は生命保険の引き受けの判断の重要な事項となるため、契約にあたっては過去の傷病等（傷病名・治療期間など）、現在の健康状況など「告知書」でアクサ生命がたずねることについて、事実を正確に告知することを求めることができる。

(2)告知の内容によっては、契約を引き受けないことがある。

(3)告知内容が事実と違っていた場合、契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金など支払いできないことがある。告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金を支払わないことがある。この場合、すでに払込した保険料に

については返金しない。告知義務違反による解除の対象となる1年経過後も契約の全部またはその加入者の部分が取り消すことがある。

(効力発生日及び保険期間)

第5条 この制度による保険の効力発生日及び期間は次のとおりとする。

(1) 生命共済

加入申込書記載の効力発生日から効力が発生し、保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、特に申し出のない限り自動的に更新継続するものとする

(2) 特定退職金共済

加入申込書記載の効力発生日から効力が発生し、退職したときに脱退とする

(3) 福祉制度（個人保険）

委託機関の定めるとおりとする

(掛金)

第6条 生命共済及び特定退職金共済の掛金は保険料と制度運営費で構成され、その額については別表第1に定めるとおりとし、福祉制度（個人保険）については委託機関の定めるとおりとする。

第7条 加入者は、当該掛金を定められた期日までに定められた方法により払い込むものとする。

2 掛金が2ヶ月連続して払い込みされない場合には、払い込まれない月の前月末日に遡って効力を失い、契約は解除されるものとする。

(保険金額)

第8条 生命共済の保険金額は、別表第2に定めるとおりとし、集団保険については委託機関の定めるとおりとする。

第9条 この制度による保険金及び給付金は、加入申込み時の指定受取人とする。

(見舞金・祝い金)

第10条 生命共済の見舞金・祝い金は、別表第3に定めるとおりとし、受取人は加入事業所とする。

(加入の取消)

第11条 この規則に定める加入資格を欠いて加入したときは、ただちに加入を取消し、加入時に遡及して一切の権利を失うものとする。

(脱退)

第12条 この制度の加入者が次の各号の一に該当したときは、掛金の払い込まれている月の末日

を持って脱退するものとする。

- (1) 加入者又は加入事業所が当所の会員でなくなったとき
- (2) 加入者から脱退の申し出があったとき
- (3) 加入者が死亡・高度障害になった場合、又は加入事業所を退職したとき
- (4) 加入者が第3条各号に定める加入制限年齢に達したとき

(利益配当金)

第13条 この制度の生命共済にあつては、1年間を1保険期間として収支計算が行われ、利益配当金が生じた場合は、これを掛金負担者に対し負担した掛金の額に応じて配当するものとする。

(補則)

第14条 特定退職金共済については、別に定める「特定退職金共済規程」に基づくものとし、その他この規則に定められていない事項で必要な事項は、その都度委託機関と協議して定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和57年1月1日より施行する。

この規則は、平成元年4月1日より第2条、第3条及び第5条の一部を改正施行する。

この規則は、平成17年4月1日より第3条の一部改正及び第10条の新設規定を施行する

この規則は、令和6年4月1日より第2条、第3条、第4条、第5条、第6条の一部を改正施行する